

届出書と給付管理の関係

○居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書と給付管理の関係【共通事項】

内 容	事例
月途中で支援事業所が変更になったとき	1
月途中からサービスの利用がなく、月末時点の支援事業所がないとき	2
月途中から小規模多機能型居宅介護に変更したとき	3

○居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書と給付管理の関係

【平成27年4月1日以降暫定ケアプランの取扱い】

【注意】図の中で、要支援と要介護が逆になるときは、包括と居宅を逆に読み換えてください

【注意】認定の見込みと結果が異なっても、サービス利用開始月の月末に支援する事業所の届出があるときは、広域連合の給付管理は発生しません。

認定申請前の 支援事業所	認定見込み	包括から居宅に 委託	認定結果	事例	支援⇄介護 包括⇄居宅読替
なし	支援	-	支援	4	
		なし	介護	6	
		あり	介護	7	
	介護	-	支援	6	読替
		-	介護	4	読替
包括	支援	-	支援	8	
		なし	介護	9	
		あり	介護	12	
	介護	-	支援	11	
		-	介護	10	
居宅	支援	-	支援	10	読替
		なし	介護	11	読替
		あり	介護	7	読替
	介護	-	支援	9	読替
		-	介護	8	
包括または 居宅	小規模多機能型居宅介護			13	

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書と給付管理の関係【共通事項】

【注意】

支援事業者を変更するとき、届出書の変更年月日はサービスの利用を開始する月を記載してください。月途中で支援事業者を変更したときは、月末時点の支援事業者が給付管理を行います。月末時点の支援事業者になったときは、届出書の変更年月日から月末までにサービスの利用実績がなくても、その月の給付管理を行うことになります。

事例1) 月途中で支援事業所を変更したときは、月末時点で届出をしている支援事業所が給付管理を行う。

n月の給付管理票提出：B事業所

		届出書変更年月日	
	n-1月末		n月末
ケアプラン作成	A事業所		B事業所
サービス利用	あり		あり
給付管理	A事業所		B事業所
支援費	A事業所		B事業所

事例2) 月途中からサービスの利用がなく、月末時点で届出をしている支援事業所がないときは、直前の

A事業所が給付管理を行う。

n月の給付管理票提出：A事業所

		届出書変更年月日	
	n-1月末		n月末
ケアプラン作成	A事業所		B事業所
サービス利用	あり		なし
給付管理	A事業所		B事業所
支援費	A事業所		B事業所

事例3) 月途中で居宅介護（介護予防）支援事業所から小規模多機能型居宅介護に変更。変更した月に

小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを利用した場合は、居宅介護（介護予防）支援事業所が給付管理を行う。

n月の給付管理票提出：A事業所

		届出書変更年月日	
	n-1月末		n月末
ケアプラン作成	A事業所		B小規模
サービス利用	あり		あり
給付管理	A事業所		B小規模
支援費	A事業所		B小規模

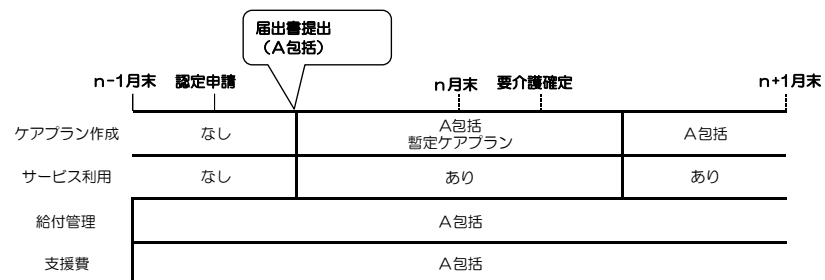
居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書と給付管理の関係
【平成27年4月1日以降暫定ケアプランの取り扱い】

【注意】図の中で、要支援と要介護が逆になるときは、包括と居宅を逆に読み換えてください。

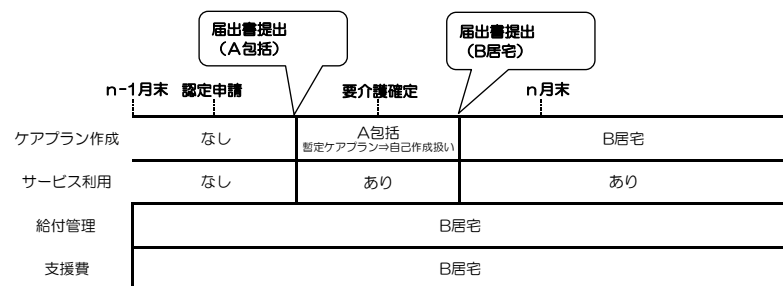
【注意】認定の見込みと結果が異なっても、サービス利用開始月の月末に支援する事業所の届出があるときは、広域連合の給付管理は発生しません。

【注意】「包括」は地域包括支援センター、「居宅」は居宅介護支援事業所、「小規模」は小規模多機能型居宅介護事業所を表します。

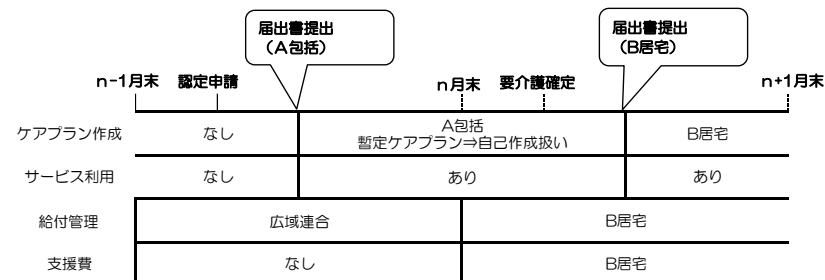
事例4) 認定見込み：要支援 認定結果：要支援
n月の給付管理票提出：A包括（被保険者証の交付年月日の翌月に請求書提出可能）



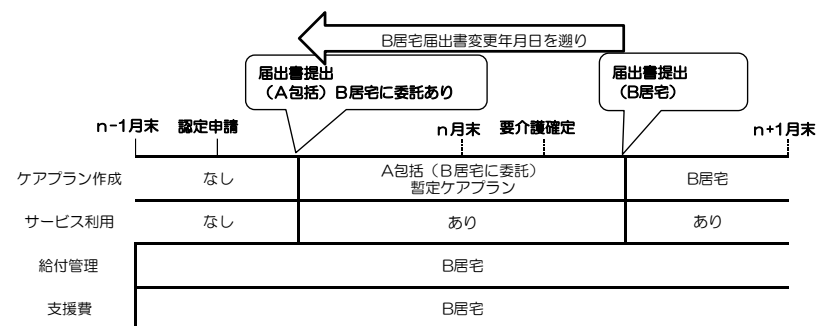
事例5) 見込みと結果が異なるが、サービス利用開始月に認定確定後の届出書を提出したとき
認定見込み：要支援 認定結果：要介護



事例6) 認定見込み：要支援 認定結果：要介護
n月の給付管理票提出：広域連合（給付管理連絡票等を広域連合が受付けた月（25日受付まで）の翌月に請求書 提出可能）
n+1月の給付管理票提出：B居宅（n+2月に請求書提出可能）



事例7) 認定見込み：要支援 認定結果：要介護
包括から居宅に委託あり
n月の給付管理票提出：B居宅（n+2月に請求書提出可能）



居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書と給付管理の関係
【平成27年4月1日以降暫定ケアプランの取り扱い】

事例8) 認定申請前の支援事業所：A包括 認定見込み：要支援 認定結果：要支援
n月の給付管理票提出：A包括（被保険者証の交付年月日の翌月に請求書提出可能）

	n-1月末	認定申請	n月末	要支援確定	n+1月末
ケアプラン作成	A包括	A包括 暫定ケアプラン		A包括	
サービス利用	あり	あり		あり	
給付管理	A包括				
支援費	A包括				

事例10) 認定申請前の支援事業所：A包括 認定見込み：要介護 認定結果：要介護
n月の給付管理票提出：B居宅（被保険者証の交付年月日の翌月に請求書提出可能）

	n-1月末	認定申請	n月末	要介護確定	n+1月末
ケアプラン作成	A包括	B居宅 暫定ケアプラン		B居宅	
サービス利用	あり	あり		あり	
給付管理	B居宅				
支援費	B居宅				

届出書提出 (B居宅)

事例9) 認定申請前の支援事業所：A包括 認定見込み：要支援 認定結果：要介護
n月の給付管理票提出：広域連合（給付管理連絡票等を広域連合が受付けた月（25日受付まで）の翌月に請求書提出可能）
n+1月の給付管理票提出：B居宅（n+2月に請求書提出可能）

	n-1月末	認定申請	n月末	要介護確定	n+1月末
ケアプラン作成	A包括	A包括 暫定ケアプラン⇒自己作成扱い		B居宅	
サービス利用	あり	あり		あり	
給付管理	広域連合		B居宅		
支援費	なし		B居宅		

届出書提出 (B居宅)

事例11) 認定申請前の支援事業所：A包括 認定見込み：要介護 認定結果：要支援
n月の給付管理票提出：広域連合（給付管理連絡票等を広域連合が受付けた月（25日受付まで）の翌月に請求書提出可能）

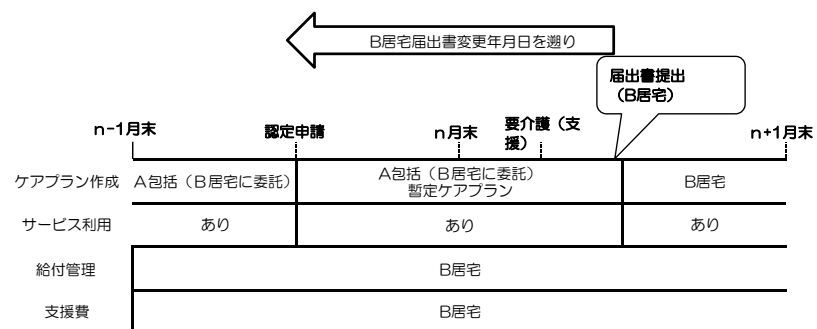
	n-1月末	認定申請	n月末	要介護確定	n+1月末
ケアプラン作成	A包括	B居宅 暫定ケアプラン⇒自己作成扱い		A包括	
サービス利用	あり	あり		あり	
給付管理	広域連合		A包括		
支援費	なし		A包括		

届出書提出 (B居宅)

届出書提出 (A包括)

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書と給付管理の関係
 【平成27年4月1日以降暫定ケアプランの取り扱い】

事例1 2) 認定申請前の支援事業所：A包括 認定見込み：要支援 認定結果：要介護
 包括から居宅に委託あり
 n月の給付管理票提出：B居宅（n+2月に請求書提出可能）



例1 3) 認定申請中に小規模多機能型居宅介護を利用
 n月の給付管理票提出：A事業所（被保険者証の交付年月日の翌月に請求書提出可能）
 n+1月の給付管理票提出：B小規模（被保険者証の交付年月日の翌月に請求書提出可能）

